

MIKATA株式会社
情報セキュリティ基本方針

制定日：2026年7月21日
公表日：2026年7月21日
会社名：MIKATA株式会社
代表者：代表取締役社長 小林 亮介

情報セキュリティ基本方針

MIKATA株式会社は、当社が事業活動を通じて取得・保有する、お客様、会員、相談者、求職者、求人企業、支援企業、取引先及び従業員等に関する情報並びに当社のシステム、文書、業務上の知識その他の情報資産が、事業運営及び社会からの信頼を支える重要な資産であると認識しています。

当社は、これらの情報資産を、情報漏えい、紛失、毀損、改ざん、不正利用、不正アクセス、サイバー攻撃、事故及び災害等の脅威から保護し、継続的かつ安定的に事業を運営するため、以下の方針に基づいて情報セキュリティ対策に取り組めます。

1. 経営者の責任

当社は、代表取締役社長の責任のもと、情報セキュリティを重要な経営課題として位置付け、組織的かつ継続的に情報セキュリティ対策の改善及び向上に取り組めます。

経営者は、情報セキュリティ対策に必要な社内体制、社内ルール、教育及び経営資源の整備に努めます。

2. 社内体制の整備

当社は、情報セキュリティ対策を適切に実施するため、情報セキュリティに関する責任者及び社内体制を定めます。

また、情報資産の取得、利用、保存、共有、持出し、廃棄、アクセス権限、システム利用、クラウドサービス利用及び事故発生時の対応等について、必要な社内ルール及び手順を整備し、運用します。

3. 従業員等の取り組み

当社の役員、従業員及び当社の業務に従事する関係者は、情報セキュリティの重要性を理解し、必要な知識を習得するとともに、当社が定める社内ルール及び手順を遵守します。

当社は、情報セキュリティ、個人情報保護、メール及びインターネット利用、パスワード及び認証、端末管理、クラウドサービス並びに生成AI等の適切な利用について、教育及び注意喚起を継続的に実施します。

4. 法令及び契約上の要求事項の遵守

当社は、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する法令、国が定める指針その他の規範並びにお客様及び取引先との契約上の義務を遵守します。

当社が取得・保有する情報については、定められた利用目的、本人の同意及び契約の範囲内で適切に取り扱います。

5. 違反及び情報セキュリティ事故への対応

当社は、情報セキュリティに関する法令違反、契約違反、情報漏えい、不正アクセス、マルウェア感染、システム障害、情報の紛失・改ざんその他の事故が発生した場合、速やかに事実関係を確認します。

また、被害拡大の防止、システム及び業務の復旧、関係者への連絡並びに法令等に基づく必要な報告を行います。

事故の原因を確認し、必要な是正措置及び再発防止策を実施します。

6. 継続的改善

当社は、事業内容、社会環境、法令、技術及び情報セキュリティ上の脅威の変化を踏まえ、本方針、社内体制、社内ルール、教育及び安全管理措置を定期的に見直します。

見直しの結果に基づき、情報セキュリティ対策の継続的な改善及び向上に取り組みます。

以上

2026年7月21日

MIKATA株式会社
代表取締役社長 小林 亮介